質問票に対する回答

⑦ 特別区と大阪府の事務の分担

1.事務の分担について

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|---|---|---|
| 1 | ・図書館は、特別区設置後もこれまで通り利用できるのか。 ・緑地の増設などの自然環境の整備はどうなるのか。 | ・中央図書館を含む各図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。そのなかで中央図書館と各区の図書館は蔵書数に大きな差があることから、住民サービスを低下させることのないよう、中央図書館を所管する区とそれ以外の区との連携等について検討することとしています。 ・緑化の推進や河川の整備は、事務の内容に応じて大阪府と特別区にそれぞれ引き継がれますが、いずれの承継先においても、現大阪市の事務の水準より低下することはありません。 |
| 2 | ・「介護110番」等の新しい事務はできるのか。 | ・介護保険事業については、4つの特別区で構成する一部事務組合で担うこととしています。 ・新たなサービスについては、地域のニーズを踏まえた各特別区の区長や区議会議員からの意見など をもとに、一部事務組合において検討されることとなります。 |
| 3 | ・特別区設置に伴い、鶴見緑地の再開発は行われるのか。 | ・当該公園については、平成31年3月に「鶴見緑地再生・魅力向上計画」が策定されており、既存施設の利活用や新規施設整備に対する考え方など、持続可能な発展を実現するための取組み内容が示されています。 ・特別区設置の際、鶴見緑地公園の管理運営に関する事務は大阪府に移管され、大阪府において当該計画に基づき取組まれることとなります。 |
| 4 | ・障がい者に対するサービスは、特別区ではどうなるのか。 | ・現在大阪市で実施している障がい福祉サービスは、特別区が設置された後も引き続き利用することが可能です。 ・現在の24区役所で実施している窓口サービスや保健福祉センターなどの住民に密接した事務は、引き続き区役所(地域自治区の事務所)で実施することとしています。 ・特別区を設置する際は、大阪市の住民サービスの水準を低下させないように引き継ぎ、その際には大阪市の特色ある住民サービスについても、その内容や水準を維持することとしています。 ・また、特別区設置後においても、サービスの内容や水準の維持に努めることとしています。 |
| 5 | ・特定非営利活動法人(NPO法人)に関する事務はどこが実施するのか。 | ・特定非営利活動法人(NPO法人)に関する事務のうち、基準条例の制定や認定事務などは大阪府が 実施し、認定事務以外(認証事務など)は特別区が実施することとなります。 |
| 6 | ・防潮堤などの津波や高潮に対する施設の整備はどうなるのか。 | ・防潮堤の整備などの津波や高潮対策は、大阪全体の安全・安心に関わるものであるため、大阪府が担うこととなり、必要な職員と財源を配置、配分します。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|--|
| 7 | ・特別区は中核市並みと言っているが、消防局もないのか。 | ・消防事務については、大阪市消防局が有する消防力を維持し、大規模災害に対応できる体制を確保するという観点から大阪府の事務としています。 ・大阪市消防局がそのまま大阪府に移管され、大阪府が特別区域の消防事務を行います。 |
| 8 | ・港湾行政や産業振興は一部事務組合で行うべきでは。 | ・特別区制度における事務分担については、大阪全体の成長や都市の発展、安全・安心に関わるものは大阪府が担い、住民に身近なものは特別区が担うことで、役割分担を徹底することとしております。・港湾事業や成長分野の企業支援などの産業振興は、大阪全体の成長や都市の発展に関わる事務であることから大阪府で行うこととします。・なお、地域の企業支援などは特別区で行うものとします。 |
| 9 | ・病院、精神保健福祉センターは区民に身近なサービスに思えるが、広域の事務分担にした考え方は。 | ・これまで大阪市が実施してきた事務のうち、大阪全体の成長、都市の発展及び安全・安心に関わる事務等は、大阪府が実施することとしています。 ・病院につきましては、専門的な高度医療機関であることから、大阪府が実施する事務としています。 ・現在、大阪市こころの健康センターで実施している精神福祉センターの事務のうち、精神障がい者の措置入院に係る診察など高い専門性と広域的な対応が求められものは、大阪府で一元的に実施することとします。一方、精神保健福祉に関する相談や普及啓発など、住民に身近な事務は、特別区で実施することとします。 |
| 10 | ・セレッソ大阪への出資を見直すことはあるか。 | ・特別区設置の日前に大阪市が保有していた株式は、大阪府が処理する事務に密接不可分なものを除き、各特別区に均等に配分することを基本としています。従いまして、セレッソ大阪の株式についても、4つの特別区に均等に配分されます。 ・トップアスリートとの交流など、競技団体との連携を基に実施することで市民スポーツの振興を図る「競技スポーツ振興施策【交流事業】」は、特別区で実施することとしています。 ・特別区の設置に伴い、出資の見直し等を行うことはありません。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|---|
| 11 | ・いまざとライナーや地下鉄今里筋線の延伸、長居公園・久宝寺公園の活用などはどうなるのか。 ・介護保険の地域密着型事業は、住んでいる特別区のみの利用となるのか。 ・介護事業の集団指導・実地指導は各特別区が行うのか。 | ・地下鉄今里筋線の延伸部につきましては、現在、需要の喚起・創出及び鉄道代替の可能性を検証するため、いまざとライナー(BRT)による社会実験を実施しており、平成31年4月の実験開始から5年程度経過時に効果検証を行ったうえで、本市としての今後の対応方針を決定していくこととしております。 ・特別区設置後、地域住民の暮らしに身近な交通に関することについては引き続き特別区において検討していくことになります。 ・長居公園の管理運営につきましては、大阪府が事務を引き継ぎ、府営の久宝寺公園につきましては、引き続き大阪府が管理運営を行い、それぞれ利活用について検討、実施することとなります。・地域密着型サービスにつきましては、原則としてその事業所所在地の市区町村の被保険者のみが利用できることとなっています。しかし、特別な事情があるときは、特例として事業所の所在市区町村長等の同意により、他市区町村の被保険者の利用が可能となる場合があります。・介護事業の集団指導・実地指導に関する事務は、地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスの提供の観点から、各特別区で実施することとしています。 |
| 12 | ・児童相談所や教育委員会は、大阪市のままでは増やせないのか。 | ・児童相談所については、専門的な職員の確保や育成が必要であることから、大阪市において計画的に市内4カ所に整備を進めており、特別区が設置される場合には、これらを各特別区に配置して、より地域の実情に応じて、各区のこども施策と連携しながら、より効果的な運営を行うこととしています。・教育委員会については、市区町村単位で置かれるものであることから、大阪市においては、1つの教育委員会が市内約420の小・中学校の運営を支援することとなっています。特別区が設置されると、特別区ごとに教育委員会が設置され、それぞれが約90から110の小・中学校を管理・運営し、これまで以上に学校現場に近いところで教育方針を決定し、よりきめ細かな学校運営・学校サポートをする体制となります。 |
| 13 | ・旭区などはおおさか東線が新大阪止まりで大阪駅の乗入れがないが、この 沿線を利用した活性化対策はあるのか。 ・また、おおさか東線の大阪駅乗り入れの予定はあるのか。 | ・特別区設置にあたっては、大阪全体の成長や都市の発展に関わる広域的な対応が必要なまちづくりについては大阪府が担い、地域のまちづくりや地域の活性化に関することについては、住民ニーズを踏まえ、特別区が担うことになります。 ・また、おおさか東線は、2023年春のうめきた(大阪)地下駅開業に合わせて、当該駅に乗入れることが、JRにおいて検討されています。 |
| 14 | ・市立図書館は、府立図書館との統合の計画があるのか。 | ・府立図書館は、府内市町村で収集困難な専門書等を収集・保有するなど、基礎自治体の図書館とはその役割が異なりますので、特別区の設置に伴って、現市立図書館と府立図書館を統合する計画はありません。 |
| 15 | ・港湾・大規模な公園が大阪府に移管されるが、特別4区で共同処理(開発) する案はなかったのか。特に、港湾を大阪府管轄にする理由は。 ・病院が府に移管されるが、具体的な病院名を知りたい。 | ・大規模公園、ATCに関わる事務、港湾事業については、いずれも大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務となることから、特別区を包括する大阪府が担うこととしています。 ・大阪府が担うこととなる市民病院は、市立総合医療センターと十三市民病院です。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|---|--|
| 16 | ・道路整備などで特別区が必要としたものは、どういった手続きと期間で整備されるのか。 | ・道路整備については、広域的な幹線道路については大阪府が担い、地域の生活道路については各特別区が担うこととなります。 ・各特別区において、道路整備等が必要な場合には、それぞれの特別区が必要な事業費や財源、整備の優先順位等を検討の上、整備期間等を示した計画等を立案し、住民の意見を反映した上で策定し、事業を実施することになると考えられます。 |
| 17 | ・4つの特別区ごとに保健所、教育委員会、児童相談所を拡充するとの説明であるが、現在のリソースが4分割されるのか。それともリソースが拡充されるのか。 | ・保健所、教育委員会、児童相談所の4区ごとの設置については、これまでの大阪市における行政サービスのノウハウをそれぞれに引き継ぎつつ、地域の状況に応じよりきめ細かく対応することから、現在の大阪市が有するリソースの分割と拡充の両面があるものと考えます。 ・また、児童相談所については、大阪市において計画的に市内4カ所に整備することとしており、特別区が設置される場合には、これらを各特別区に配置します。 |
| 18 | ・ごみ収集について、大阪市が行ってきた業務を特別区長が強いリーダー シップを発揮して実施すべではないか。また、ごみ収集に従事する人への差 別や偏見等の課題についてはどうなるのか。 | ・ごみ収集は特別区が行うこととしており、現在行っている狭隘道路における軽トラックを使用した収集や高齢者や障がいのある方等に対するごみの排出支援などのサービスは特別区に引き継ぐこととしています。また、大阪市が行ってきた人権施策の推進は特別区の事務としています。 ・特別区では4人の区長が住民に身近なところでそれぞれ地域のニーズを踏まえて判断し、住民サービスの最適化を図ることとなります。 |
| 19 | ・自分の住まいと別の特別区にある保育所や幼稚園の利用については、審査、基準、手続きなどがややこしくなり、「ニア・イズ・ベター」にならないのではないか。 | ・保育所や幼稚園については、審査、基準、手続きなどについて、設置準備期間中に共通化・連携等の検討・調整を進め、特別区設置の際に、住民の皆さんのご利用に支障がないようにしていきます。 ・特別区設置後も、「ニア・イズ・ベター」の拡充を目指し、住民の利便性の向上を図っていくよう、各特別区が努力していくものと考えます。 |
| 20 | ・介護サービスの充実など特別区間での不均衡が起きやすくなるのではないか。 ・特別区は大阪市と比べ独自財源が貧弱になるのではないか。(介護保険事業は独自の財源が要るのではないか。) | ・介護保険事業は、特別区間の保険料等のばらつきを生じさせないよう、各特別区で構成する一部事務組合で担うこととしています。 ・一部事務組合が策定する「介護保険事業計画」は、特別区ごとに策定する「高齢者保健福祉計画」と一体のものとして作成することから、計画策定の段階から「介護保険事業計画」に4つの特別区の意見を反映することとなり、区の実情に沿ったサービスの提供ができるものと考えています。・特別区制度における財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適切に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分を行うこととしています。各特別区は、配分された財源で特別区における高齢者施策や一部事務組合の運営を行っていきます。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|--|
| 21 | ・大阪の特別区では、住民に身近な事務は、都道府県や指定都市、中核市権限であっても行うこととしているが、権限が輻輳し大阪府と特別区でもめるのはないか。 | ・今回の制度設計においては、特別区は基礎自治体として住民に身近な事務を行い、大阪府は特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安全・安心に関わる事務を行うこととしています。 ・こうした考え方に基づき、現在の大阪市の全ての事務事業について、特別区の事務と大阪府の事務とに仕分けを行ったうえで、その事務分担に応じて税源の配分や財政の調整、職員の配置等を取りまとめています。 ・こうして特別区と大阪府で役割分担を徹底しており、権限が重複することによる弊害は生じないものと考えます。 |
| 22 | ・災害対応において市町村に対策本部を設置するのは当たり前である。また、地域自治区に災害対策本部が設置されることは聞いたことがない。 | ・これまで、特別区における災害対応やその体制について、多くの質問が寄せられることから、その考えをお示ししているものです。 ・災害時、大阪市よりも目の届きやすい特別区の区域で、特別区長がそれぞれ情報収集を行い、迅速かつきめ細やかに対応することができるものと考えています。 ・なお、災害対策本部については、現在、各行政区に区対策本部を設置していることから、特別区の地域防災計画に定めることにより地域自治区においても設置することは可能であると考えています。 |
| 23 | ・教育委員会は、1つが4つに分かれる」のか、もしくは「あと3つ増える」のか。 | ・教育委員会の4区ごとの設置については、これまでの大阪市における行政サービスのノウハウをそれぞれに引き継ぎつつ、地域の状況に応じよりきめ細かく対応するという観点から、「1つが4つに分かれる」要素と「あと3つ増える」要素の両面があります。 |
| 24 | ・他区とのサービスは統一されるのか。 | ・より住民に身近な基礎自治体が確立することで、住民の声が届きやすくなり、基本的には特別区単位で、公選の区長が住民のニーズや地域の実情に応じたよりきめ細かく特色ある施策を展開することが 期待できると考えています。 |
| 25 | 水道事業の民営化の可能性はあるのか。 | ・特別区の設置に伴い水道事業を民営化するものではありません。現在、大阪市では民間事業者を活用した『市水道PFI管路更新事業』を行っていますが、それ以外の民間化や民間事業者の活用は、検討していないところです。 ・特別区設置の際は、大阪府が、現在の大阪市の水道事業をそのまま引き継ぎます。 |
| 26 | もと淀川区役所跡地利用の構想は継続されるのか。 | ・もと淀川区役所跡地等活用事業については、地域課題の解決や地域の活性化を図るまちづくり関連 事務であり、特別区に引き継がれることになります。 (特別区の設置に伴って、無くなることはありません。) |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|---|
| 27 | ・特別区には教育委員会が設置されるのか。 ・学校選択制は引き継がれるのか。 ・特別区長と教育委員会の関係はどうなるのか。 ・小・中学校の教職員の採用、管理職(民間校長含む)の選考はどうなるのか。 | ・教育委員会は、各特別区にそれぞれ設置します。 ・学校選択制の実施方法については、各特別区の教育委員会において判断されるものと考えていますが、住民サービスの維持の観点を踏まえ、引き継いでいく方向で特別区設置準備期間中に検討します。 ・教育委員会は、首長から独立した行政委員会として設置されるもので、特別区になっても現在の大阪市長と大阪市教育委員会の関係と違いはありません。 ・小・中学校の教職員の採用や管理職の選考は、各特別区の教育委員会が実施します。 |
| 28 | ・ある特別区が良い取り組みを行った時、他区にも展開されるか。特別区間 の連携について、どのようにカバーしていくのか。 | ・特別区設置後は、選挙で選ばれる区長と区議会が、住民の意見を聴きながら、地域の実情に応じて、 住民に身近なサービスをきめ細かく提供することとなります。 ・このため、他の市町村の連携と同様に他区における取り組みを参考とした事務の実施や他区との連 携については、各特別区の判断のもと、必要に応じて行われるものと考えます。 |
| 29 | 廃止された新婚世帯向け家賃補助制度に代わるサービスは実施されるのか。 | ・特別区設置後は、選挙で選ばれる区長と区議会が住民の意見を聴きながら、地域の実情に応じて、それぞれの特別区が身近なサービスの提供に取り組むこととなります。 ・このため、新婚世帯を対象とした住民サービスについても、各特別区の判断のもと、住民ニーズを踏まえて検討されるものです。 |
| 30 | ・教員の採用、異動、研修はどうなるのか。 ・各特別区の教育委員会が他区と連携するための上部組織はあるのか。 ・大阪府教育員会との関係はどうなるのか。 | ・小・中学校の教職員の採用、異動、研修は、各特別区の教育委員会が実施します。 ・特別区では、各区の教育委員会が、地域特性に応じて、よりきめ細かな教育行政を行います。特別区間の連携は、必要に応じて行うこととなりますが、他の市町村間で連携する場合と同様、連携のための上部組織はありません。 ・大阪府の教育委員会は、主に高等学校や支援学校の運営管理を行い、特別区の教育委員会は、主に小・中学校の管理運営を行うこととなります。なお、特別区立の小・中学校の教職員の給与負担については、大阪府が実施します。 |
| 31 | ・市営住宅の事業を大阪府ではなく特別区の事務とした理由は何か。 | ・公営住宅事業は、地域のニーズや実情を踏まえて実施する必要がある事務であるため、住民生活を 身近で支える基礎自治体である各特別区が実施することとしています。 ・なお、大阪市域にある大阪府営住宅については、一部を除き大阪市に移管済みであり、残る住宅につ いても大阪市に移管予定です。 |
| 32 | ・今回コロナ対策と同様に飲食店に休業要請があった場合、特別区でも今回 のような支援金はあるのか。 | ・将来、新たな感染症が発生し同様の事態になった場合、現在の対応と同様、感染症による社会、経済への影響等を勘案し、国、大阪府、特別区(市町村)の役割分担のもと、必要な施策を展開するものと考えます。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|---|
| 33 | ・特別区に移行した後、住民サービスが低下していないか等について、具体 的にどのようなプロセス・スケジュールで検証・是正を行うのか。 | ・特別区が行う施策について、選挙により選ばれた区長と区議会において、適切に実施されるとともに、住民の代表である区議会がチェックを行います。 ・住民サービス維持の検証については、各特別区の判断で行うことになります。 |
| 34 | ・児童相談所、保健所、教育委員会の事務について、これらの事務は特別区設置を前提としなくとも、現行の24行政区の機能を拡充すれば、実効可能では。 ・「市長一人で、市全域(270万人)の対応に責任をもって災害対策を実施」とあるが、市長一人が施策の細部にわたる対応策を取り仕切るわけではないので、記載の修正が必要では。 | ・現在は、大阪市長一人が、児童相談所や保健所の事務を、一つの教育委員会が学校運営等の事務を行っていますが、特別区制度ではこれらを各区に設置することで、より地域の実情に沿ったきめ細かな施策を展開することが可能となります。 ・児童相談所については、専門的な職員の確保や育成が必要であることから、大阪市において計画的に市内4カ所に整備を進めており、特別区が設置される場合には、これらを各特別区に配置して、より地域の実情に応じて、各区のこども施策と連携しながら、より効果的な運営を行うこととしています。・大阪市では、保健所と保健福祉センターを全市的立場で行う業務と地域に密着していくべき業務に機能分担し、現在の全市1保健所・各区24保健センターで地域保健行政を行っているところです。特別区制度では、各区に保健所を設置し、各区の状況に応じた地域保健行政を行います。・教育委員会については、市区町村単位で置かれるものであることから、大阪市においては、1つの教育委員会が約420の小・中学校の運営を支援することとなっています。特別区ごとに教育委員会が設置され、それぞれが約90から110の小・中学校を管理・運営し、これまで以上に学校現場に近いところで教育方針を決定し、よりきめ細かな学校運営・学校サポートをする体制となります。・災害対応の記載は、災害時、現在の大阪市長と特別区制度における特別区長が担うそれぞれの責任の範囲を示したものです。・特別区では、最終の判断を行う4人の特別区長がより目の届きやすい区域において、被災状況を踏まえた必要な対応を迅速に行うことが可能になるとともに、状況等に応じた、よりきめ細かな応急救助や住民支援が実施可能となると考えています。 |
| 35 | 大阪市道は、区道になるのか。あるいは府道になるのか。 | ・大阪市が管理する道路のうち、大阪の経済・産業戦略を支え、防災上必要な広域ネットワークを形成する道路については大阪府が管理し、住民生活に身近な道路については特別区が管理することになります。 ・この考え方により、大阪市道は府道又は特別区道として管理されます。 |
| 36 | ・介護保険料、国民健康保険料は特別区間で差異がでるのか。 | ・介護保険事業については、4つの特別区で構成する一部事務組合で担うこととしており、特別区ごとに介護保険料のばらつきが出ることはありません。 ・国民健康保険事業は、平成30年度から大阪府が財政運営の責任主体となっており、府の制度設計により保険料率を統一することとなっていますので、特別区ごとに保険料率の差が生じない仕組みになっています。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|---|
| 37 | ・コロナ対策は、特別区に制度になったら強化されるのか。 | ・感染症対策については、感染症の人体への影響や流行の程度、防止措置等、様々な状況に応じて、保健所を中心に対策を講じることとなりますので、特別区が設置されれば4つの特別区にそれぞれ保健所が設置され、この4つの保健所が関係機関と連携して、地域の実情に応じた対応を行うこととなります。 |
| 38 | ・「特別区ごとに地域の実情やニーズに応じた」サービスで、大阪市ではできないが、特別区でのみ可能なものとは、具体的に何か? | ・特別区は、大阪市で実施している住民に身近なサービスを実施し、基礎自治をより小さい範囲で最適 化することとしています。 ・特別区では、大阪府からパスポートの交付事務などを移管し、新たに実施します。 |
| 39 | ・防犯対策も充実できるのか。 | ・現在、区役所で実施している防犯対策は、特別区に引き継がれます。特別区設置後は、地域ニーズを 踏まえてその充実について判断していくことになります。 ・なお、警察関係の事務は、従来どおり大阪府が担いますので、特別区が設置されても変更はありませ ん。(大阪府警本部と各警察署はそのままです。) |
| 40 | 特別区では、財源、サービスの充実は維持できるか。 「長吉ウェルカムタウン計画」などのまちづくり計画が廃止されたりしない か。 | ・特別区設置の際、これまで大阪市が行ってきた住民サービスの内容や水準は維持します。 ・地域のまちづくりや地域の活性化に関することについては、特別区において検討することになります。 ・「長吉ウェルカムタウン計画」は、特別区設置により廃止されることはありませんが、特別区設置後、選挙で選ばれる特別区長が地域の実情や住民ニーズを踏まえ、適切に施策を実施することになります。 |
| 41 | ・幼稚園、小・中学校は特別区立に、高等学校、大学、ミュージアムなどは府立となるか。 | ・大阪市立の幼稚園、小・中学校は、特別区立となります。 ・大学や博物館については、地方独立行政法人の運営施設として大阪府の所管となります。なお、市立 高等学校については、特別区制度とは関係なく2022年(令和4年)4月から大阪府に移管され、府立 となります。 |
| 42 | ・医療圏はどの様に変わるのか。 | ・現在の大阪府保健医療計画は、2025年度までの計画となっており、特別区設置後の同計画に基づ <医療圏については、大阪府において特別区設置準備期間中に検討されることとしています。 |
| 43 | ・各区がそれぞれの条例で良いサービスを実施した場合、区間で格差ができないのか。 ・他区の取り組みを共有するなど、区間で連携できるのか。 | ・特別区設置後は、選挙で選ばれる区長と区議会が、住民の意見を聴きながら、地域の実情に応じて、 住民に身近なサービスをきめ細かく提供することとなります。 ・このため、他区における取り組みを参考とした事務の実施や他区との連携については、各特別区の判 断のもと行われるものと考えます。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|---|---|
| 44 | ・児童相談所や保健所の数を増やすことは、特別区でないとできないのか。 | ・政令指定都市のままでも児童相談所や保健所の数を増やすことは出来ますが、それを大阪市長一人がマネジメントすることとなります。特別区制度ではこれらを各区に設置することで、より地域の実情に沿ったきめ細かな施策を展開することが可能となります。 ・児童相談所については、専門的な職員の確保や育成が必要であることから、大阪市において計画的に市内4カ所に整備を進めており、特別区が設置される場合には、これらを各特別区に配置して、より地域の実情に応じて、各区のこども施策と連携しながら、より効果的な運営を行うこととしています。・また、大阪市では、保健所と保健福祉センターを全市的立場で行う業務と地域に密着していくべき業務に機能分担し、現在の全市1保健所・各区24保健センターで地域保健行政を行っているところです。特別区制度では、各区に保健所を設置し、各区の状況に応じた保健行政を行います。 |
| 45 | ・社会福祉協議会が廃止されると断定しているビラを見たが、本当か。 | ・特別区設置後の社会福祉協議会については、法の規定にもとづき、現在の大阪市社会福祉協議会と 各行政区の社会福祉協議会に代わり、特別区ごとに1団体又は複数の特別区で1団体の社会福祉協議 会が設置されることになります。 |
| 46 | 1企業支援について 特別区内の企業への支援はどのようになるのか。 2台風(水害)対策について 特別区になった場合、特別区間の連携等の防災対策はどうなるのか。 | 1,企業支援について ・現在、大阪市が大阪産業創造館において実施している中小企業支援サービスや成長分野の企業支援等は、大阪の成長を支える重要分野への支援等に関連する事務であるため、大阪府が行うこととなります。 ・また、地域の特性や強みを活かした地元企業への支援事業等については、地元企業に近くニーズをくみ取りやすい各特別区で行うこととしています。 2. 台風(水害)対策について ・特別区における災害時の具体的な計画や体制については各特別区の地域防災計画に具体的に定めることになります。特別区間での連携が必要な事項についても、住民の安全が確保できるよう、地域防災計画の策定等の際に検討することとなります。 |
| 47 | ・特別区になると1事務所あたりの中小企業関連事業費が、現在よりも減るのか。 | ・企業支援にかかる事務については、大阪の成長にかかるものは大阪府が担い、地域の企業支援等は 特別区が担うこととしています。その財源については、事務の移管とともに大阪府や特別区に移すも のですので、特別区の設置に伴い、特別区域に係る企業支援の経費が減るものではありません。 |
| 48 | ・各区の社会福祉協議会は、廃止されるのか。 ・中小企業支援の予算は激減するのか。 | ・特別区設置後の社会福祉協議会については、法の規定にもとづき、現在の大阪市社会福祉協議会と各行政区の社会福祉協議会に代わり、特別区ごとに1団体又は複数の特別区で1団体の社会福祉協議会が設置されることになります。 ・企業支援にかかる事務については、大阪の成長にかかるものは大阪府が担い、地域の企業支援等は特別区が担うこととしています。その財源については、事務の移管とともに大阪府や特別区に移すものですので、特別区の設置に伴い、特別区域に係る企業支援の経費が減るものではありません。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|---|
| 49 | ・制度移行後の大規模被害対策についてどのように対応するのか。(特別区の全体をみた対応はなくなるのか。) ・また、特別区間で連携した対応は行うのか。 | ・特別区における災害時の具体的な計画や体制については、各特別区の地域防災計画に災害時の活動体制や応急対策、被災者支援等を具体的に定めるとともに、業務継続計画を定め、全庁あげて災害対応にあたることとなります。 ・広域的な災害対応については、これまでどおり大阪府が担うことになります。 ・大規模災害時の大阪府と特別区の連携、特別区同士の連携に関することについても、それぞれの地域防災計画の策定等の際に検討することとなります。 |
| 50 | ・新型コロナウィルス感染症対策等における大阪府と特別区の事務の責任はどうなるのか。 | ・コロナなどの感染症対策では、大阪府と特別区の役割は法の規定により分かれており、特別区は、保健所設置市として各種感染症対策をはじめとするきめ細かな公衆衛生業務を行い、大阪府は、広域的な保健衛生行政を総合的に推進することとなっています。 ・特別区と大阪府では、責任をもってそれぞれの事務を行っていきます。 |
| 51 | ・IR、カジノは、新淀川区長が必要ないと言えば協議されるのか。 | ・IRの立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済 波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長のエンジンとなるも のであると考えています。 ・特別区制度に移行した場合には、IR事業については、特別区域も含めた大阪全体の成長、都市の発 展などに関わる広域の事務として、大阪府の役割・責任のもと、引き続き施策を実施していくことにな ります。 ・なお、IR整備法では、認定区域整備計画の更新及び変更にあたり、立地特別区の同意を得なければ ならない旨が規定されています。 |
| 52 | ・住民サービスが低下しないか心配だが大丈夫か。 | ・特別区制度では、基礎自治体と広域自治体の役割分担を徹底することで、二重行政の弊害を解消し、 特別区と大阪府の事務事業・機能を最適化する観点で事務を仕分けています。 ・特別区を設置する際は、大阪市の住民サービスの水準を低下させないように引き継ぎ、その際には 大阪市の特色ある住民サービスについても、その内容や水準を維持することとしています。 |
| 53 | ・大阪市が廃止された後、ネット上の例規集、市議会議事録はどうなるのか。 | ・大阪市の例規集や市会議事録などは、特別区に引き継ぎます。文書管理に係る具体的な方法等は、特別区設置準備期間中に検討します。 |
| 54 | ・十三市民病院に行くバスを運行してほしい。 ・淀川、神崎川が冠水した場合の避難場所はどうなるのか。 | ・特別区設置後の、地域住民の暮らしに身近な交通に関することは、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、特別区において判断されることとなります。 ・現在、津波や、河川氾濫(洪水)による浸水のおそれがある地域においては、津波避難ビル、水害時避難ビルの確保や避難場所等を示したハザードマップは作成されており、この取り組みは特別区に引き継がれます。 ・従って、各特別区から住民の皆さんに避難場所等が示されます。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|--|
| 55 | ・政令指定都市では可能であったが、特別区では実施できなくなるものは何か。 ・東京23区にはできなくて、大阪特別区に与えられる権限とは何か。 | ・現在、大阪市が政令指定都市として実施している精神保健福祉センターや教職員の給与負担等などの事務は、特別区設置後、大阪府が引き継いで実施することとなります。(これらの事務を行くなるものではなく、担い手が大阪府に変わるということです。) ・現在、東京23区では、パスポートの交付、身体障がい者更生相談所や知的障がい者更生相談所などの事務は実施していませんが(これらの事務は東京都が実施していますが)、大阪の特別区ではこれらの事務を実施することとしています。 |
| 56 | ・防災は特別区の事務となっているが、大阪府としても、水害のみならず、地震もあると思うので、防災を維持することが大切ではないか。 | ・災害対策基本法に基づき、大阪府並びに各市町村では、地震や風水害等を想定したそれぞれの地域 防災計画を策定し、その中で役割分担を明確にして災害発生時に対応することとしています。 ・災害対策については、現在の府内市町村(大阪市を含む)、大阪府の役割と、特別区、大阪府の役割は 変わりません。 ・具体的には、特別区は、基礎自治体として避難所の設置・運営をはじめとした、災害応急対策を行うこ とになります。 ・一方、大阪府は、現在と同じく府内市(区)町村の災害対策業務を支援し、その総合調整を行うなど、 府域の災害対策が円滑に行われるよう後方支援を行うことになります。 |
| 57 | ・特別区間でサービス格差が大きくなる。 ・防災対策の観点から、都構想の制度案は未熟すぎる。 | ・特別区の設置の日以後は、各特別区及び大阪府において、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検討を行い、住民サービスの向上に努めることとし、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、特別区の設置の日以後においても、地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するよう努めるものとしています。特別区設置協定書に記載されているこの承継の方針に基づき、特別区及び大阪府において、適正に事務が承継されるとともに、特別区設置後は選挙で選ばれた区長と区議会のもと、住民により身近なところで地域ニーズを把握し、地域の実情に応じた住民サービスの実施、最適化を図ることになると考えています。・特別区における災害時の具体的な計画や体制については、各特別区の地域防災計画に災害時の活動体制や応急対策、被災者支援等を具体的に定めるとともに、業務継続計画を定め、全庁あげて災害対応にあたることとなります。 |
| 58 | ・現在の24区にいるご当地キャラは特別区設置後はどうなるのか。 ・特別区を設置した場合、他国と姉妹都市にはなれないのか。 | ・24区のキャラクターは、各特別区に引き継がれます。特別区設置後の扱いは、選挙で選ばれる区長と 区議会が住民の意見を聴きながら、決めていくこととなります。 ・現在、大阪市が行っている姉妹都市交流事業等は、特別区の事務としており、相手方の都市としての 特徴や交流に対するニーズ等を踏まえて、関係都市と調整のうえ特別区において実施することとなり ます。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|---|--|
| 59 | ・セレッソ大阪への出資、パートーナーシップは特別区が所管を均等継承する ことになるのか。 | ・特別区設置の日前に大阪市が保有していた株式や出資による権利は、各特別区に均等に配分することを基本としており、セレッソ大阪の株式についても、4つの特別区に均等に配分されます。 ・トップアスリートとの交流など、競技団体との連携を基に実施することで市民スポーツの振興を図る「競技スポーツ振興施策(交流事業)」は、特別区で実施することとしています。 ・特別区の設置に伴い、出資の見直し等を行うことはありません。 |
| 60 | ・平成27年より学校図書館、小中学校が補助員(学校司書)として配置されているが、特別区設置後も続けるのか。 ・介護保険料が高く考えている。特別区設置に伴って、低くできるのか。 | ・学校図書館補助員の配置等は、住民に身近な事務ですので、各特別区で実施することとしています。特別区設置後は、各特別区の教育委員会が地域の実情に応じて、適切に実施していくものと考えます。 ・介護保険事業は、住民に身近な事務を住民ニーズを踏まえながら実施するため、他の市町村と同様に特別区で行うこととし、特別区間の保険料等のばらつきを生じないよう、特別区を構成団体とする一部事務組合で実施することとしています。 介護保険料は、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画に定められており、特別区の設置に伴い介護保険料が変わるものではありません。 |
| 61 | ・有事の際、今でも大阪市職員が市役所に集合するのが遅いと聞いていますが、大阪都になった時はどうなりますか。 ・道路占有している看板の税金はどこが徴収するのか。怪我の時の責任はどうなるのか。 | ・特別区における災害時の具体的な計画や体制については、地域の実情を踏まえて、各特別区の地域 防災計画に災害時の活動体制や応急対策、被災者支援等を具体的に定めることとなります。その上 で、各特別区に設置される災害対策本部のもと、適切に災害対応を実施していくことになります。 ・道路については、広域的な幹線道路については大阪府が担い、地域の生活道路については各特別区 が担うこととなります。したがって、道路占用料の徴収や維持管理等については、それぞれの道路を管 理する大阪府又は特別区が実施することとなります。 |
| 62 | ・現在、各行政区に設置されている地区社会福祉協議会はどうなるのか。 | ・特別区設置後の社会福祉協議会の体制については、法の規定にもとづき現在の大阪市社会福祉協議会と各行政区の社会福祉協議会に代わり、特別区ごとに1団体又は複数の特別区で1団体の社会福祉協議会が設置されることになります。 |
| 63 | ・保健所は24カ所に設置しないのか。 ・個人情報保護条例は各特別区に設置するのか。設置する場合、大阪市の条例をそのまま使用するのか。 | ・大阪市では、平成12年度から保健所と保健福祉センターを全市的立場で行う業務と地域に密着していくべき業務に機能分担し、全市1保健所・各区24保健センターで地域保健行政を行っているところです。特別区制度では、各区に保健所を設置し、各区の状況に応じた地域保健行政を行います。 ・個人情報保護条例は、基本的に特別区設置時には大阪市の条例が引き継がれ、各特別区の条例として制定・施行されるものと考えています。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|---|---|
| 64 | き起こす。この愚策より安全な津波対策が有るにも関わらず、なにも検討さ | ・防潮堤の強化など、大阪全体の安全、安心に関わるインフラの整備については、大阪府が担うことになります。 ・一方、特別区が管理する地域のインフラや施設等の災害対策については、地域に身近な事務として特別区が担うこととなります。 ・それぞれの役割分担のもと、住民の意見を踏まえたハード面の防災対策を行います。 |
| 65 | | ・事務処理特例条例の制定に関しては、地方自治法の規定に基づき、特別区設置の日に、知事から各特別区の職務執行者に事務処理特例条例の制定について協議を行い、知事が、特別区の設置の日において府議会が招集される場合においてはその議決により、又は専決処分により、事務処理特例条例を定めることを想定しています。 ・中核市において児童相談所を設置するかどうかは、各市の判断によりますが、現状ではそのような意向はありません。大阪市においては、児童虐待等の増加への対応として、4カ所の設置を計画的に進めており、児童相談所の事務は、地域に密着したものであることから、大阪市が蓄積してきたノウハウを承継し、各特別区にそれぞれ設置することとしています。 ・公文書館の運営は、特別区の事務としています。 ・公文書館の運営は、特別区の事務としています。なお、館で保管している文書の引継ぎや館の運用方法については特別区設置準備期間中に検討します。 |
| 66 | ・特別区では、ヘイトスピーチに切り込んだ対策も盛り込めるか。 | ・現在、大阪市で実施しているヘイトスピーチへの対処に関する事務は、住民に身近な事務として特別 区が実施することとしています。特別区設置後は、選挙で選ばれるそれぞれの区長と区議会が住民の 意見を聴きながら、地域の実情に応じた施策を展開することとなります。 |
| 67 | ・任意事務については、特別区が「予算がない」などと判断すれば実施しない場合も考えられ不安である。4区同一足並みそろえたサービスの維持は無理なのか。 | ・特別区の設置の日以後は、各特別区及び大阪府においては、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検討を行い、住民サービスの向上に努めることとし、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、特別区の設置の日以後においても、地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するよう努めるものとしています。・特別区設置協定書に記載されているこの承継の方針に基づき、特別区及び大阪府において、適正に事務が承継されるとともに、特別区設置後は、選挙で選ばれた区長と区議会のもと、住民により身近なところで地域ニーズを把握し、地域の実情に応じた住民サービスの実施、最適化を図ることになると考えています。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|---|
| 68 | ・災害が起こった時、4つに分断してうまく対応できるのか。 | ・災害時、大阪市よりも目の届きやすい特別区の区域で、各特別区長がそれぞれ情報収集を行い、迅速かつきめ細やかに対応することができるものと考えています。 ・特別区における災害時の具体的な計画や体制については、地域の実情を踏まえて、各特別区の地域防災計画に災害時の活動体制や応急対策、被災者支援等を具体的に定めるとともに、業務継続計画を定め、全庁あげて災害対応にあたることとなります。 ・広域的な災害対応については、これまでどおり大阪府が担います。 ・なお、大規模災害時の大阪府と特別区の連携、特別区同士の連携に関すること(防災協定の締結等)についても、それぞれの地域防災計画の策定等の際に検討することとなります。 |
| 69 | ・水道事業は、法で「原則として市町村が経営」となっており、府に移管するメリットがあるのか。(府への移管は、ニア・イズ・ベターと逆ではないか。) ・消防・救急は、住民にとって身近なものであるが、市の今の体制で支障がないのに、府に移す必要があるのか。 | ・水道事業は、これまで培ってきた大規模事業体としてのノウハウ等を活用し、市域を含めた府域水道の基盤強化を図ること、及び水道法の改正により都道府県に広域連携を推進する役割が強化されたという観点から、現大阪市の水道事業を大阪府が実施することとしています。特別区設置後の水道事業は、現在の大阪市の体制をそのまま大阪府に移管し運営することとなるため、現在と同様に安心・安全な水を提供します。 なお、水道法第49条では、特別区の存する区域においては「都」が水道事業を経営することと定められています。 また、大阪市水道事業が府に移管された場合、府内最大規模の水道事業者となり、府として、これまでの事業者間の調整役にとどまらず、主体的にリーダーシップを発揮し、積極的に府内市町村や大阪広域水道企業団と連携を深め、府域一水道に向けた取組みを進めていくこととしています。・消防・救急について、特別区が存する区域は、住宅や事業所が密集して広大な市街地を形成しており、災害発生時の被害が区の境界を越えて広がる可能性があります。このため、一元的な命令・情報系統のもとで迅速に対応する必要がありますので、各特別区に移すのではなく、大阪府が特別区域の消防事務を実施することとしています。また、現在、大阪府は、「大阪府消防広域化推進計画」を策定し、府域全体の機能再編に向けた取組みを進めています。特別区設置後は、大阪市消防が府に移管され、知事が消防管理者となることを契機に、府内各市町村の合意を得ながら、広域化・一元化を段階的に進めていくこととしています。 |
| 70 | ・災害対策本部は特別区に設置するとの説明であるが、特別区の本庁各課は、特別区役所と各区役所庁舎に、また中之島庁舎やATCに分散配置となるが、被災状況によっては災害対策本部への参集すら困難となり、初動が遅れるという致命的な状況になるのではないか。 | ・現在の大阪市においても危機管理に対応する職員は各庁舎に分散配置されており、その前提で地域 防災計画等が定められ災害対応にあたることになっています。この点については、特別区においても 同様であり、職員の分散配置によって直ちに災害対応に支障が出るものではないと考えています。 ・特別区における災害時の具体的な計画や体制については、地域の実情を踏まえて、各特別区の地域 防災計画に災害時の活動体制や応急対策、被災者支援等を具体的に定めるとともに、業務継続計画を 定め、全庁あげて災害対応にあたることとなります。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|---|--|
| 71 | ・図書館に関して、当面は同じように利用できると言われても、すべての市民の物なのに中央図書館が一つの区の所有になるのはおかしい。他の3区にも、相応の規模の中央図書館ができるか。 | ・中央図書館を含む各図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。そのなかで中央図書館と各区の図書館は蔵書数に大きな差があることから、住民サービスを低下させることのないよう、中央図書館を所管する区とそれ以外の区との連携等について検討することとしています。なお、特別区の設置に伴い、他の3区に相応規模の新たに中央図書館を整備することはありません。 |
| 72 | ・過去に保健所は24カ所あったが、経費縮減で現在の1カ所になったのか。 | ・大阪市では、平成12年度から保健所と保健福祉センターを全市的立場で行う業務と地域に密着していくべき業務に機能分担し、全市1保健所・各区24保健センターで地域保健行政を行っているところです。 特別区制度では、各区に保健所を設置し、各区の状況に応じた地域保健行政を行います。 |
| 73 | ・粗大ごみ等のごみ収集について、現在、大阪市で一括で行っているが、特別 区ごとで変わることとなるのか。 | ・ごみ収集は特別区が行うこととしており、その中で粗大ごみ収集なども各区で行います。 ・ごみの分別や収集するごみの種別などについて、現在、大阪市では市域内の一般廃棄物の処理に関する計画の中で定めており、特別区設置の際には、現在の市の基準を各特別区に引き継ぐことになりますが、特別区の設置以降は、各特別区で地域の実情に応じた計画を策定し、その計画で定めることとなります。 |
| 74 | ・緊急小口資金貸付(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉 資金貸付制度)を利用していつが特別区に移行した場合、返済はどうなるの か。 ・特別区制度に移行した際に、区ごとでこの制度の要件が変わるものなの か。 | ・現在、国が都道府県社会福祉協議会を通じて行っている「緊急小口資金貸付(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度)」の利用者は、都道府県社会福祉協議会に返済頂いているものですから、特別区制度移行後も大阪府社会福祉協議会へ返済頂くことになるものと考えます。 当該制度は、国において実施されているものであるため、特別区の設置によって貸付要件等が変わるものではありません。 |
| 75 | ・特別区の情報システムにおいて、共同利用するものはどの様に運用するのか。 | ・特別区の情報システムについては、サーバー、情報システム共に共通利用することを前提に特別区設置に係るコスト試算を行っていますが、共通利用の具体的な方法については、特別区の設置準備期間中に検討することとなります。 |
| 76 | ・特別区が設置された場合、居住地でない特別区の保育所や学校に通う場合、新たな費用負担は生じるのか。 | ・保育所等の保育料については、お住まいの自治体が設定することになりますので、入所する保育所の所在地に関わらず、特別区が設置された場合は、特別区が設定した保育料を負担していただくことになります。 ・現在、大阪市外から大阪市内の学校に通学できる区域外就学の負担はありません。特別区設置後は、特別区間をまたぐ通学については、各特別区の教育委員会が地域の実情に応じて、適切に判断するものと考えます。 なお、特別区設置に伴い、現在通っている保育所や学校から異なる区のそれらに変更させられることはありません。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|--|---|
| 77 | ・公営住宅は、なぜ特別区に移管するのか。公営住宅は大阪府に移管すべきではないのか。 | ・公営住宅事業は、地域のニーズや実情を踏まえて実施する必要があるため、住民生活を身近で支える基礎自治体である各特別区が実施することとしています。 ・なお、現在、大阪市域にある大阪府営住宅については、一部を除き大阪市に移管済みであり、残る住宅についても大阪市に移管予定です。 |
| 78 | ・市税事務所について、現在、市税事務所は5カ所あるが、特別区になるとどうなるのか。 | ・各特別区に区税事務所を設置することとしていますが、サービス水準を維持するため、その体制や事務処理手法については、特別区設置準備期間中に検討することとしています。 |
| 79 | ・現在、大阪市が保管している災害用備蓄物資は、特別区に引き継がれるのか。引き移ぐ場合、各特別区で保管できるのか。 | ・災害用備蓄物資は、特別区に引き継がれることになりますが、備蓄倉庫が偏在していることから、特別区間の連携等を含め、具体的な保管場所等については、特別区の設置準備期間中に検討します。 |
| 80 | ・都市計画の権限が大阪府と特別区に分かれるので、結局、二重行政は解消できないのではないのか。 | ・都市計画の決定権限については、特別区の区域を越えた一体的なまちづくり等については大阪府が、区域内の実情を踏まえた身近なまちづくりについては特別区が担うこととしており、大阪府と特別区の役割分担を明確にしているため、事務の重複が生じることはありません。 ・具体的には、広域インフラや都市再生特別地区などに係る権限は大阪府が担い、地域インフラや地区計画などに係る権限は特別区が担うことになります。 |
| 81 | ・上下水道、消防署を永久に民営化しないと明記しないのはなぜか。 | ・水道事業、下水道事業、消防署の民営化に関することは、特別区制度とは関係がなく、特別区設置協定書の記載事項ではありません。 |
| 82 | ・現在、区役所での大阪市音楽団の無料コンサートはなくなり、市立施設でのサービスもかなり縮小され、府立生野高等学校の改修工事はなされないなど、すでに大阪市・大阪府の住民サービスはかなり低下しているが、今後これらの問題はどのように改善するのか。 | ・現在、大阪市が実施している住民サービスの水準については、特別区設置後は、それぞれの事務を引き継ぐ大阪府(知事)と特別区(区長)が住民ニーズを踏まえながら、適切に決めていくものと考えます。 |
| 83 | ・各区が区長の権限において、それぞれサービスを行った場合、区間で全てのサービスのばらつきができないのか。 ・例えば、住居確保給付金制度などでは、区ごとのばらつきがでるのはないのか。 | ・特別区設置後は、選挙で選ばれる区長と区議会が、住民の意見を聴きながら、地域の実情に応じて、 住民に身近なサービスをきめ細かく提供することとなります。 ・住居確保給付金制度は、国の基準により実施しているものですので、特別区間で差は生じないものと 考えます。 |
| 84 | ・それぞれの団体が行っている現在の業務はどちらに移管されるのか。 | ・現在、大阪市が行っている福祉サービスにおいて、それぞれの団体に対して行っている委託事業等の うち、あんしんサポート事業や全国障がい者スポーツ大会に係る選手派遣及び団体競技地区予選の開 催は大阪府へ移管し、その他の事業については特別区へ移管することとなります。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|---|--|
| 85 | ・児童相談所等が各特別区に配置され、現状より増えるニュアンスで書かれているが、特別区を待たずとも増やせるのではないか。 | ・児童相談所については、専門的な職員の確保や育成が必要であることから、現在、大阪市において計画的に市内4カ所に設置すべく整備を進めています。特別区が設置される場合には、これらを各特別区に配置して、より地域の実情に応じて、各区のこども施策と連携しながら、より効果的な運営を行うこととしています。 |
| 86 | ・特別区設置協定書では、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについて特別区設置の日以後は維持するよう努めるものとすると記載されており、2025年1月2日以降は維持を確約していないのではないのか。 | ・特別区設置の際、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは維持することとし、特別区設置以後も、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するよう努めます。この「住民サービス維持」は、特別区設置協定書の記載事項として、法定協議会や府・市の議会における議論を経て制度設計したものですので、最大限尊重・順守していくものであり、特別区設置後は特別区長と区議会が住民ニーズを踏まえながら、適切に住民サービスを決めていくものと考えます。 |
| 87 | ・保育所について、住民サービス向上の視点から特別区を超えた隣接区での 入所を可能とすることはしないのか。 | ・保育所については、入所基準は各特別区がそれぞれ設定することとなりますが、他区の保育所が利用できるよう、特別区間の連携手法などを調整することとしています。 |
| 88 | ・大阪メトロは、新型コロナの影響で、企業のテレワークなどもあり利用者が減少し、赤字となっている。もし、特別区が設置されたら、大阪メトロに対する介入はあるのか。その場合、知事・区長どちらが介入するのか。 | ・地下鉄事業については、既に民営化されており、大阪市が全額出資するOsaka Metroによって運営されているところです。 ・特別区設置後は、広域の交通ネットワークに関することは、大阪府が担い、地域住民の暮らしに身近な交通に関することは、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、特別区が担うこととなります。 ・なお、大阪府や特別区はOsaka Metroの経営に直接関与できませんが、現在大阪市が保有する Osaka Metroの株式は特別区が承継することから、各特別区が株主として、議決権を行使していくことになります。 |
| 89 | ・大阪メトロや敬老パスの権限を各区長に委譲したら、この区間は自分たちの区域だから運賃値上げしよう、または値下げしようなど、区域ごとで区長の思惑で変わったりするのか。 | ・特別区設置の際、敬老パス等、大阪市が独自で行っている特色ある住民サービスについて維持することとしています。 ・特別区設置後は、広域の交通ネットワークに関することは、大阪府が担い、地域住民の暮らしに身近な交通に関することは、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、特別区が担うこととなります。 ・なお、地下鉄事業・バス事業については、既に民営化されており、その運賃は、事業者であるOsaka Metro・大阪シティバスが決定するものであり、特別区の設置に左右されるものではありません。 |
| 90 | ・防災は特別区の事務となっているが、堤防などの土木事業の実施には広域 的な視点は必要ないのか。なぜ大阪府が事務を引き継がないのか。 ・4つの特別区は区内の移動が不便に思えるが、特別区設置後、バス経路の 再編や地下鉄の延伸の予定はあるか。 | ・港湾や河川の防潮堤等の防災対策は、港湾整備や一級河川の整備を担う大阪府が引き継ぐこととなります。 ・特別区設置後は、広域の交通ネットワークに関することは、大阪府が担い、地域住民の暮らしに身近な交通に関することは、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、特別区が担うこととなります。 ・なお、現時点において、大阪シティバスが運営するバス路線の再編の予定は無いと聞いており、また Osaka Metroが運営する地下鉄路線の新規延伸の予定はありません。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|----|---|--|
| 91 | ~大正間)は、いつ実現されるのか。都構想になれば延伸計画が早まるのか。 | ・特別区設置後は、広域の交通ネットワークに関することは、大阪府が担い、地域住民の暮らしに身近な交通に関することは、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、特別区が担うこととなります。鉄道の計画や整備については、大阪府と特別区及び交通事業者との間で協議、調整しながら進められるものと考えます。 ・なお、地下鉄長堀鶴見緑地線の延伸(鶴町〜大正)については、平成26年「大阪市鉄道ネットワーク審議会」答申において、極めて厳しい試算結果が示され、費用対効果や収支採算性が新線整備に必要な国の基準を満たしていないことから、現時点において、早期の事業化は困難であると考えています。 |
| 92 | ・保育所や幼稚園について異なる特別区に行けるのか。今後調整するのではないのか。 | 保育所や特別区立幼稚園については、居住地の特別区以外の施設も利用できるよう検討することとしています。 |
| 93 | ・窓口サービスの維持も特別区長の判断でなくなるのはないのか。 | 特別区設置協定書では、大阪府及び大阪市が蓄積してきた行政ノウハウや、高度できめ細かな住民 サービスを低下させないよう、特別区に適切に事務を引き継ぐこととしています。 特別区設置後は、特別区長と区議会が、住民ニーズを踏まえながら、区役所の窓口サービスも含め、 適切に住民サービスを決めていくものと考えます。 |